

## 災害時におけるボランティア支援活動に関する協定書

災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人小林市災害ボランティアコーディネートセンター（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、宮崎市又は小林市において災害「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。」が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民への支援が必要と判断された場合における甲、乙相互の支援活動について必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （支援活動の要請）

第2条 災害が発生し、宮崎市又は小林市が災害ボランティアセンターを立ち上げた場合は、甲又は乙は、相手方に支援協力を要請できる。ただし、双方に立ち上がった場合は、協議により連携するものとする。また、支援活動は、安全に配慮し、迅速に行うものとする。

### （支援活動の内容）

第3条 甲及び乙が実施する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）災害関連情報の収集および伝達
- （2）災害ボランティアコーディネーターの派遣
- （3）災害ボランティアの受け入れ及び活動依頼への支援
- （4）その他、災害復旧および復興で必要と認められる活動

### （協力体制の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する責任者を定め、それぞれが連携する関連機関との協力体制の整備を図る。

### （資機材の確保）

第5条 支援活動時に使用する資機材は、相互が協力して確保する。ただし、自治体や関連施設等の借用物については、あらかじめ所有者の許可を得たものとする。

### （支援活動の報告）

第6条 第2条により甲又は乙が収集した災害・被災情報で、今後の活動に有用と思われるものは、支援活動終了後、速やかに書面にて報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 この協定に基づく支援活動は、原則無償で提供するものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日1か月前までに甲又は乙が、相手方に書面にて延長をしない旨の申し出がない場合は、1年間更新するものとする。以後の期間においても同様とする。

### （秘密保持）

第9条 支援活動を実施する中で知り得た情報で、第三者に漏らしてはならないと判断されたものについては、秘密を保持する。

### （平常時の協力）

第10条 甲と乙は、平常時より災害に備え、以下のことを連携協力する。

- （1）甲及び乙が主催する訓練、研修会等への参加
- （2）自主防災活動への参加

### （協議）

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して、疑義が生じた場合は、その都度協議して別途定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月14日

甲 宮崎市橘通西1丁目1番2号 宮崎市民プラザ3階 宮崎市民活動センター内  
災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき  
会長 金丸 功

乙 小林市堤108番地1 八幡原市民総合センター内  
特定非営利活動法人

小林市災害ボランティアコーディネートセンター  
理事長 畠田 富夫